

定 款

昭和44年11月26日
昭和44年12月1日
昭和45年1月21日
昭和47年5月27日
昭和49年5月29日
昭和50年5月29日
昭和57年6月23日
昭和57年10月1日
昭和63年6月29日
平成元年6月29日
平成3年6月27日
平成4年6月26日
平成6年6月29日
平成10年6月26日
平成14年6月27日
平成15年6月27日
平成16年6月29日
平成17年6月29日
平成18年6月29日
平成20年6月27日
平成21年6月26日
平成27年6月26日
平成28年10月1日
令和4年6月29日

改正

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 **ノザワ**と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種スレート及びセメント製建築材の製造、加工、販売
2. 不燃混和材及び耐火被覆材の製造、加工、販売
3. 蛇紋岩を原料とした無機混和材の製造、販売
4. 各種建築工事の請負、設計、監理
5. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集、運搬、処理、リサイクル及びこれらのリサイクル品の販売
6. 建築物の清掃、保守及び管理
7. 肥料、土壌改良資材、園芸資材、融雪材の製造、加工、販売及び輸出入
8. 農産物の加工、販売
9. 通信販売業
10. 土地の造成及び不動産の売買並びに賃貸
11. 損害保険代理業及び生命保険募集業
12. 労働者派遣事業
13. 前記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び神戸市において発行する神戸新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する手続及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会

(員 数)

第18条 当社は、取締役15名以内を置く。

(選 任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

2. 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を要しない。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役、監査役会

(員数)

第26条 当社は、監査役4名以内を置く。

(選任)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第29条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(招集)

第30条 監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を要しない。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当及び基準日)

第34条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 買収防衛策

(買収防衛策の導入)

第36条 当会社は、当会社の企業価値及び株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するために買収防衛策として一定のルールを導入する。

2. 第1項に規定する当会社の企業価値及び株主共同の利益が不当に害されるおそれがある場合は、当会社は、第1項に規定する一定のルールに定める手続に従い、新株予約権無償割当てを行うことができる。
3. 第2項に規定する新株予約権無償割当て等に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。

(防衛策の手続)

第37条 当社は、買収防衛策として一定のルールを導入する際には、株主総会の承認を得なければならない。

当社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を解消、改廃することができる。

(有効期間)

第38条 第37条に基づいて導入された買収防衛策は、株主総会の承認を得た後3年以内の最終の事業年度に関する当社の定時株主総会において、その存続の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。

2. 第37条に基づく買収防衛策の導入後において、第1項に定める当社の定時株主総会での存続の承認が得られなかった場合は、第37条に基づき導入された買収防衛策は当該承認がなされなかった時点をもって、その効力を失うものとする。